

久喜市役所等の開庁時間に関する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

(久喜市建設工事に係る発注見通し及び入札結果等の公表要綱の一部改正)

第1条 久喜市建設工事に係る発注見通し及び入札結果等の公表要綱（平成22年久喜市告示第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「執務時間内」を「午前8時45分から午後4時30分まで」に改める。

(久喜市物品購入等に係る入札結果等の公表要領の一部改正)

第2条 久喜市物品購入等に係る入札結果等の公表要領（平成22年久喜市告示第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「執務時間内」を「午前8時45分から午後4時30分まで」に改める。

(久喜市地価公示図書閲覧規程の一部改正)

第3条 久喜市地価公示図書閲覧規程（平成22年久喜市告示第208号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（以下「都市計画課」という。）及び久喜市立中央図書館」を削る。

第3条を次のように改める。

(閲覧時間)

第3条 地価公示図書の閲覧時間は、次条に規定する閲覧場所の閉所日を除き、午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までとする。

第4条中「次のとおり」を「久喜市の休日を定める条例（平成22年久喜市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日」に改め、同条の表を削る。

(久喜市道路台帳等閲覧規程の一部改正)

第4条 久喜市道路台帳等閲覧規程（平成22年久喜市告示第209号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「午前8時30分」を「午前8時45分」に、「午後5時15分」を「午後4時30分」に改める。

(久喜市長の資産等報告書等の閲覧に関する要綱の一部改正)

第5条 久喜市長の資産等報告書等の閲覧に関する要綱（令和4年久喜市告示第306号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(閲覧時間)

第3条 規則第10条第2項に規定する市長が指定する時間中とは、午前8時45分から午後4時30分までの時間をいう。

附 則

この告示は、令和7年7月7日から施行する。